

みんな大事なひとり

市民と人権 2023

違いを認め
共に広げよう
世界の輪

広島市人権啓発ポスター（令和5年度） 協力：広島県立安芸芸南高等学校書道部

特集

ハラスメントを許さない
～誰もが働きやすい環境を求めて～……………P2～P3

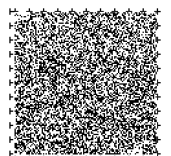
様々な人権課題……………P4～P6

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・職場における人権 | 広島市人権研修講師派遣 |
| ・啓発活動重点目標・啓発活動強調事項 | |
| ・こどもの人権 | 広島市人権研修用の資料の貸出 |
| ・部落差別（同和問題） | |
| ・性的マイノリティ | 広島市パートナーシップ宣誓制度 |

人権相談窓口……………P7～P8

- ・全国の法務局・地方方法務局等が開設している相談窓口
 - ・各区役所での人権相談
 - ・インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口
- 【参考】侮辱罪の法定刑の引上げ

広島市



音声コード Uni-Voice



ハラスメントを許さない ～誰もが働きやすい環境を求めて～

無自覚な言動や振る舞いがハラスメントと受け取られることがあります。また、ハラスメントは個人の問題にとどまらず、会社や組織に大きなダメージを与えることもあります。自分に悪意がない言葉でも、人を深く傷つけることもあります。

令和4年度に開催した企業向けの人権啓発リーダー養成講座では、他人に対する態度をもう一度見つめ直す機会として、また、組織の誰もが働きやすい環境を作る契機として、ハラスメント対策について学びました。

「人権」について考える

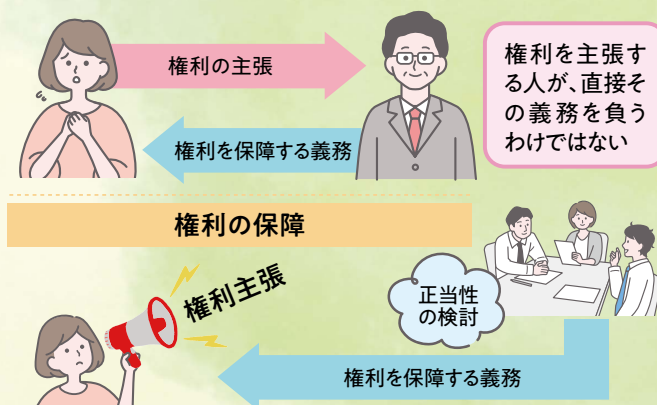
① 社会のルール 法律と倫理・道徳

「法律」も「倫理・道徳」も、社会のルールです。「法律」が明文化されたきまりであるのに対して、「倫理・道徳」は日常的な判断の物差しとして使われるきまりです。しかし、個人やグループで「正しい」「このぐらい平気」と思っているきまりが、社会の規範とずれてきたり、人を傷つけたりすることがあります。自分のきまりが他人や社会のきまりとずれているかもしれないと自覚することが、人権意識を高めることにつながります。

② 権利と義務ってどんな関係？

「権利を主張するためには、義務を果たさなければならない」と説明されることがありますが、これは誤りです。

権利が主張されると、その権利を保障することが職場・社会・国等にとって正当であるかどうかを私たちが検討することがまず必要です。そして、主張された権利が正当なものであれば、職場・社会・国等はその権利を保障する義務を負うことになるのです。

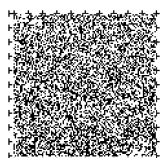
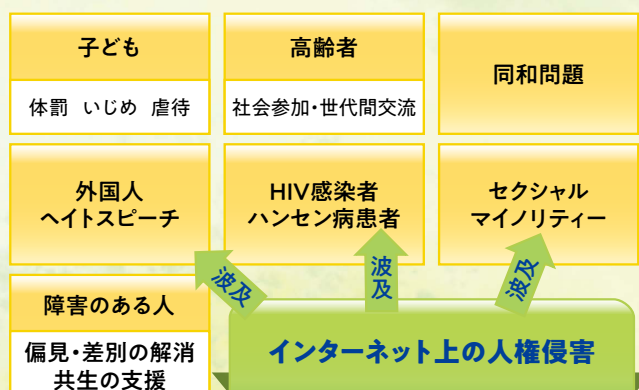


③ 人権ってなんだろう？

人権とは、Human rights (人間の諸権利)のことです。

人権は、人間の尊厳を守るために、誰でも主張できること(理念)であり、人間が長い年月をかけて勝ち取ってきた権利の集合(現実)です。

人権を保障する義務を負うかどうかは、公共の福祉に照らして判断します。社会の構造が変化して、人間の理念が拡張する中で、人権の理念も拡張し、多様な価値観をもつ人が共に暮らしていく環境づくりが課題になってきました。その中で、ハラスメントに対する意識を育むことが、重要課題となってきたのです。



うえむら たかし
講師:上村 崇さん

福山平成大学 福祉健康学部教授、附属図書館館長



○講師プロフィール○

2004年に広島大学大学院文学研究科博士後期課程を修了し、博士(文学)を取得。専門は哲学、倫理学、哲学教育、道德教育、人権教育。

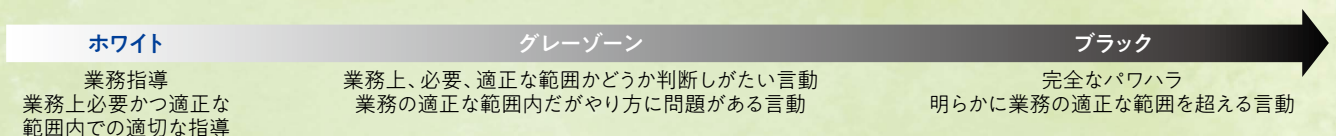
「ハラスメント」について考える

④ ハラスメントってなんだろう？

ハラスメントとは、圧力や不快な言動によって人を困らせたり不安にさせたりすることです。

令和4年4月から、パワーハラスメント防止措置が中小事業主においても義務化されました。就業規則や業務内容の指導方針を明確化し、職場全体で共有する必要があります。

その一方で、ハラスメントにはグレーゾーンが存在します。このグレーゾーンをどのように扱うかということが、ハラスメント対応の難しさです。ハラスメント対応を充実させるためには、ハラスメントに関する知識や対応方針を共有した上で、多様な価値観を認め合うことが必要になります。



【参考】厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

⑤ 対話とコミュニケーション

私たちは、自分の考えを「普通だ」「自然だ」「当然だ」と考えがちです。しかし、価値観は世代や生活環境や人生経験などによって多様です。

自分が「当然だ」と思っている考え方を押し付ければ、相手を傷つけたり、ハラスメントと受け取られたりする危険性があります。

グレーゾーンのハラスメントについては、明確な基準がありません。

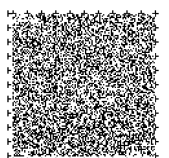
このグレーゾーンに対応するためには、自分の「心のクセ」を自覚して、お互いの価値観の違いを認め合うことで、お互いの言動に敬意を払うことが必要です。

ハラスメントに対する共通理解を職場で形成するためには、みんなで議論して明確な1つの基準を作り上げること(合意形成)ではなく、対話が有効です。職場やコミュニティのメンバーが替われば、ハラスメントの共通理解も変わります。就労者が相互に問いかけ、共通理解を修正する機会が担保された上で、しなやかで柔軟な基準を形成し続ける必要があるのです。

【参考図書】 村山綾『「心のクセ」に気づくには』(ちくまプリマー新書) 梶谷真司『考えるとはどういうことか』(幻冬舎新書)

ハラスメントと人権

組織(職場)には、役割と上下関係が存在し、それぞれが役割を果たすことで、組織や社会に貢献することができます。ただし、組織の上下関係は、「人間」の上下関係ではありません。この当たり前の事実から考え始めることで、ハラスメントへの意識は高まります。



音声コード Uni-Voice

様々な人権課題

職場における人権

近年、長時間労働による過労死、未払い残業代、セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別的行為など、企業活動において発生する様々な「人権問題」が社会の注目を集めています。

「人権」の観点から企業活動を見直そうとする動きが高まっており、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に取り入れたり、職場内で人権に関する研修を行うことへの関心が高まっています。

法務省でも、一般の方々を対象とするシンポジウムの開催や、企業等が実施する人権研修への講師派遣などが行われています。

詳しくは、法務省のサイト (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html) をご確認ください。

啓発活動重点目標・啓発活動強調事項

法務省では、毎年度「啓発活動重点目標」と「啓発活動強調事項」を定めています。各地方公共団体は、これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた人権啓発活動を行っています。

令和5年度 啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない。

令和5年度 啓発活動強調事項

- 女性の人権を守ろう
- こどもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう



広島市人権研修講師派遣

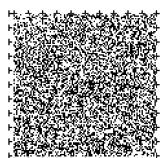
派遣費用は無料です。

身の回りにある人権問題について、地域や職場などで理解を深めるための研修の場に、本市職員（人権啓発指導員）を講師として派遣しています。

■対象 広島市内のグループの集まり、
各種学校・民間団体などの学習会、
民間企業での職場研修

■研修会場 主催者においてご用意ください。

■申込方法 まず、実施希望日の1か月前までに日程やテーマなどを電話等で広島市人権啓発課にご相談ください。
(場合によっては、ご希望に沿えないこともございます。)



こどもの人権

児童虐待の相談対応件数や不登校、小中高生の自殺、ネットいじめの件数が過去最高水準となるなど、こどもや子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

■近年の動き こども基本法

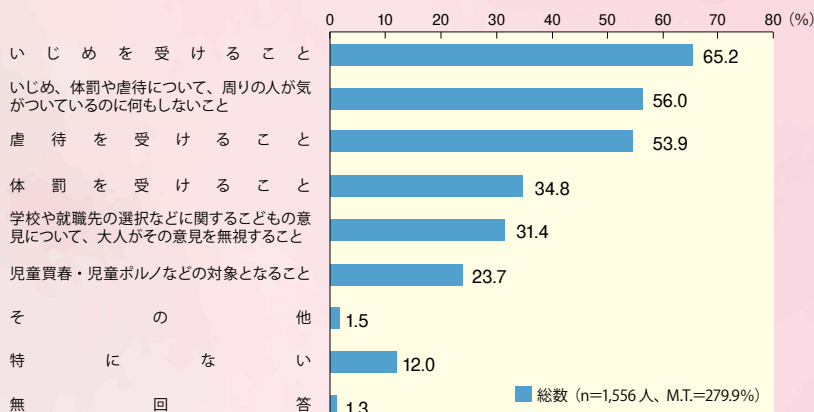
こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法としてこども基本法が成立し、令和5年4月1日に施行されました。

同法では、こども施策に通底する基本理念として、次の6つを定めています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、「教育基本法」の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こどもに関する人権問題

(複数回答)



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

■近年の動き 保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組

宗教2世・3世と呼ばれるこどもや若者が抱える悩みは、被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、厚生労働省や文部科学省など関係機関が緊密な連携を図りつつ、対策を講じています。法務省の人権擁護機関においても、「こどもの人権110番」やSNSなどによる人権相談(7ページ参照)を端緒に、実効的な相談対応等を積極的に実施しています。

広島市人権研修用の資料の貸出

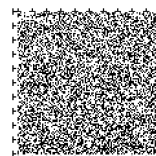
貸出は無料です。

研修会等で利用していただくため、人権啓発DVDや人権啓発パネルの貸出を行っています。(販売はしていません。)DVDやパネルの一覧など、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

■DVDの例

作品名	内 容
新・人権入門	職場でありがちな人権に関するトラブルシーンをショートドラマで再現
自己尊重のコミュニケーションと職場の人権	コミュニケーション不全が引き起こす職場のハラスメントについて

■パネルの例 インターネットと人権(サイズ 41cm×61cm)



音声コード Uni-Voice

様々な人権課題

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であったと指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人一人が、部落差別(同和問題)を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

性的マイノリティ

性的マイノリティ(性的少数者)とは、LGBT(L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシュアル、T:トランスジェンダー)等を含む、性的指向・性自認(性同一性)の在り方が少数派の方々のことです。

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や差別により、職場を追われるなどの人権問題が発生しています。また、性自認(性同一性)に関する偏見や差別により、身体の性と心の性が一致していない人が、周囲の好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も発生しています。

こうした問題について理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。



■近年の動き 理解増進法の制定(令和5年6月23日施行)

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)が制定されました。

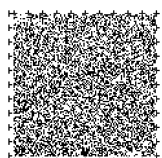
この法では、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、国、地方公共団体、事業主、学校が、それぞれ性的指向等の多様性に関する理解の増進に努めるよう定められています。

広島市パートナーシップ宣誓制度

「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるという宣誓書を広島市に提出し、広島市がそれを受け取った証として、受領証と受領カードをお二人に交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓の要件や宣誓方法等、詳しくは広島市ホームページまたは右下のQRコードを読み込んでご覧ください。



音声コード Uni-Voice



人権相談窓口

■全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口

全国各地の法務局では、人権相談を受け付けています。必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。

相談は
無料です
秘密は
守ります

みんなの人権110番

 **0570-003-110**

※この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日8:30~17:15

女性の人権ホットライン

 **0570-070-810**

※職場でのセクハラや家庭内暴力(DV)など、女性の人権についての専用相談電話です。

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30~17:15

こどもの人権110番

 **0120-007-110**

※学校でのいじめ、家庭での虐待など、こどもの人権に関する専用相談電話です。

※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30~17:15

LGBT電話相談

電話番号 **082-207-3130**

※(公財)広島県男女共同参画財団「エソール広島」による相談事業です。

※ご家族、パートナー、支援者の方からの相談も受け付けています。

受付時間 土曜日(祝日・年末年始を除く。)10:00~16:00

■各区役所での人権相談

各区役所では、定期的に、人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00 ~ 16:00 (1人30分)

相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)

予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日~16日、12月28日~1月4日にあたる場合は相談がありません。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦した者の中から、法務大臣が委嘱するボランティアです。

人権尊重の理念を広めるため、広島法務局内での常設相談や区役所での人権相談などを行っています。そのほか、啓発イベントや街頭での人権啓発活動などを行っています。

Foreign-language Human Rights Hotline (外国語人権相談ダイヤル)

 **0570-090-911**

(Weekdays 9:00~17:00)

対応言語 English(英語) Chinese(中国語)
Korean(韓国語) Filipino(フィリピン語)
Portuguese(ポルトガル語)
Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)
Spanish(スペイン語)
Indonesian(インドネシア語) Thai(タイ語)

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp//>

※インターネットでも人権相談を受け付けています(パソコン、スマートフォン、携帯電話共通)。

※端末の環境により、ご利用できない場合があります。



←QRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。

受付時間 24時間

SNS(LINE)人権相談

※SNS(LINE)から、法務局の人権相談を利用することができます。

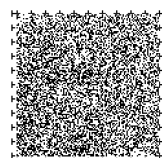


←検索ID・QRコード等からLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち追加の上、ご利用ください。

アカウント名:「SNS人権相談」
検索ID:@snsjinkensoudan

受付時間 平日8:30~17:15

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706



音声コード Uni-Voice

人権相談窓口

■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が
詳しくお話をうかがいます

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

(法務省のサイトより引用)

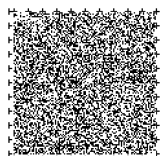
法務省の人権擁護機関以外にもインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口があります。法務省のサイト(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)などを確認していただき、ご自身の希望に沿った相談窓口にお問い合わせください。

【参考】侮辱罪の法定刑の引上げ(令和4年7月7日施行)

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっています。

こうした実態への対処として、令和4年6月13日、侮辱罪(刑法第231条)の法定刑を下表のとおり引き上げることを含む「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)が成立しました。侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、同年7月7日に施行されました。

改正前	改正後
拘留又は科料	1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料



音声コード Uni-Voice

行政資料登録番号 広G9-2023-224
主管課 広島市市民局人権啓発部人権啓発課
〒730-8586 (住所不要) TEL 082-504-2165

(この冊子は法務省人権啓発活動地方委託事業で製作しています。)

今後のよりよい資料作成のため、アンケート
へのご協力をお願いします。
[https://www.city.hiroshima.lg.jp/ques/
questionnaire.php?openid=1270](https://www.city.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=1270)

